

SA認定会員限定 特別研修のご案内

対面&
オンライン



NPO(特定非営利活動)法人
相続アドバイザー協議会®

日時：令和6年11月12日(火)

参加費
無料



講師 江口正夫氏

題目：所有者不明土地法に関連する民法の共有に関する改正事項

- 1) 共有制度(相続人の遺産共有状態を含む)の見直し/ ①共有分(遺産)の変更、管理の見直し ②共有物(遺産)を使用する共有者がいる場合の規律 ③相続人中に所在等不明共有者がいる場合の規律 ④相続人の所在不明の場合の不動産売却
- 2) 相隣関係の見直し/ ライフラインの隣地への設置・使用に関する規律

<講師プロフィール> 東京大学法学部卒 昭和57年4月弁護士登録(東京弁護士会)、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会理事、東京商工会議所経済法規委員会委員・首都圏定期借地借家権推進機構副理事長、相続問題と不動産に関する紛争の相談・処理を数多く行っている。また事業承継・企業法務についても実務家として多くの案件を処理している。平成12年相続アドバイザー養成講座1期より講師を務める。弁護士 海谷・江口・池田法律事務所勤務

●会場/AP西新宿5階・Cルーム及びオンライン

(東京都新宿区西新宿7-2-4新宿喜楓ビル)

●懇親会/新宿プリンスH(8,000円)20:00~21:30



申込は、令和6年10月31日までに、メール、FAX、QRからお願いします。

※オンラインでの受講は、申込不要です。ZoomURLは、後日決定次第、SA会員にメールにて送付致します。メールを受け取っていない方は、下記SA事務局に連絡の上、メールで受け取ることができます。Zoomの使い方については、http://souzoku-adv.com/for_members/how-to-zoom/より確認をお願いします。

事務局：151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3 やまとビル8階

TEL:03-5287-6808 FAX:03-6332-8831 Email: sa-info@souzoku-adv.com

特別研修参加申込書 ※オンラインは申込不要

フリガナ		SA	期
参加者名			
事務所名		FAX番号	
電話番号		携帯番号	
Email			
出・欠	研修会	懇親会	出席の場合は○



申込QRコード

テーマ：所有者不明土地法に関連する民法の共有に関する改正事項

概説：所有者不明土地の増大に伴い、所有者不明土地発生の原因は相続制度にあるとの認識のもと、相続登記の義務化と、相続登記がなされない理由の一つに、遺産共有のまま相続財産の利活用が困難なこと等にあることへの認識から、共有（相続共有を含む）制度の見直しが行われ、共有物の変更であっても軽微なものは全員一致は不要とされ、共有不動産に共有者（相続共有者を含む）の一部が居住した場合、持分の過半数で退去を求めることができること、共有者（相続共有者を含む）の一部が所在不明の場合に共有不動産の売却が可能になる等々、共有制度を見直す大きな改正が行われました。併せて、通路の問題で売却や土地活用ができなかったケースについて、隣地所有者の承諾を要件としない隣地使用権や新たに他人の土地に対するライフライン設置権が創設されるなど、共有と土地使用に関する大幅な改正がなされており、これらの重要な改正点についてのポイントを解説いたします。

項目：1 共有制度(相続人の遺産共有状態を含む)の見直し

- ①共有物(遺産)の変更、管理の見直し
- ②共有物(遺産)を使用する共有者がいる場合の規律
- ③相続人中に所在等不明共有者がいる場合の規律
- ④相続人の所在不明の場合の不動産売却

2 相隣関係の見直し

ライフラインの隣地への設置・使用に関する規律

【ご参考】新たな財産管理制度の創設

- ①所有者不明土地・建物管理制度の創設
- ②管理不全土地・建物管理制度の創設

以 上